

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改正後	改正前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 目次 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第 1 条～第 86 条の 8 (省略) 第 86 条の 9 <u>酒類販売管理者</u> 第 87 条～第 100 条 (省略) 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第 42 条 事 業 1～4 (省略) 5 「施設」の範囲 組合法第 42 条《事業》5 号に規定する「販売のための施設」とは、店舗や倉庫等の建物、陳列ケース、販売のための設備、自動販売機その他の有形施設に限り、同条第 8 号に規定する「福利厚生に関する施設」並びに同条第 9 号に規定する「教育及び情報の提供に関する施設」とは、有形施設のほか、講演会、講習会、<u>研修会</u>又は研究会等の無形施設を含む。 (注) <u>1 主として組合員を対象として行う講演会等に、営利を目的としない範囲で、組合員以外の者を参加させることは差し支えないのであるから留意する。</u> <u>2</u> 連合会及び中央会についても同様である。 6～13 (省略) 第 86 条の 5 酒類の種類等の表示義務 1 酒類の表示の取扱い等 (1) 総則 イ 酒類の表示の意義 酒類の表示は、酒税の保全、酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益の保護の観点から、適正に行うものとする。 (注) 酒類には、表示義務事項及び表示基準に基づく表示のほか、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、不当景品類及び不当表示防止法（<u>昭和 37 年法律 134 号</u>。以下「景表法」という。）、資	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 目次 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第 1 条～第 86 条の 8 (同左) <u>(新設)</u> 第 87 条～第 100 条 (同左) 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第 42 条 事 業 1～4 (同左) 5 「施設」の範囲 組合法第 42 条《事業》5 号に規定する「販売のための施設」とは、店舗や倉庫等の建物、陳列ケース、販売のための設備、自動販売機その他の有形施設に限り、同条第 8 号に規定する「福利厚生に関する施設」並びに同条第 9 号に規定する「教育及び情報の提供に関する施設」とは、有形施設のほか、講演会、講習会又は研究会等の無形施設を含む。 (注) 連合会及び中央会についても同様である。 6～13 (同左) 第 86 条の 5 酒類の種類等の表示義務 1 酒類の表示の取扱い等 (1) 総則 イ 酒類の表示の意義 酒類の表示は、酒税の保全、酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益の保護の観点から、適正に行うものとする。 (注) 酒類には、表示義務事項及び表示基準に基づく表示のほか、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、不当景品類及び不当表示防止法（<u>昭和 37 年法律 134 号</u>）、資源の有効な利用の促進に

改正後	改正前
源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「リサイクル法」という。）等の表示が行われているが、組合法第86条の5《酒類の種類等の表示義務》及び組合法第86条の6《酒類の表示の基準》では、組合法に規定する酒類の表示（表示義務事項及び表示基準）について定めているものであるから留意する。 ロ～リ （省略） ヌ 誤認されるような表示の防止 酒類の容器又は包装に商品名等を表示する場合には、他の種類の酒類と誤認されるような表示を行わないよう啓発する。 （注）酒類以外の物品であって、酒類と誤認される表示が行われたときには、不正競争防止法（平成5年法律第57号）又は<u>景表法</u>により対処することになるのであるから留意する。 ル （省略） ヲ 他の法律の規定に基づく表示 食品衛生法、<u>景表法</u>、<u>リサイクル法</u>その他の法律に基づく表示は、それぞれの規定に沿う適正なものとするよう啓発する。 （2） （省略）	関する法律（平成3年法律第48号）等の表示が行われているが、組合法第86条の5《酒類の種類等の表示義務》及び組合法第86条の6《酒類の表示の基準》では、組合法に規定する酒類の表示（表示義務事項及び表示基準）について定めているものであるから留意する。 ロ～リ （同左） ヌ 誤認されるような表示の防止 酒類の容器又は包装に商品名等を表示する場合には、他の種類の酒類と誤認されるような表示を行わないよう啓発する。 （注）酒類以外の物品であって、酒類と誤認される表示が行われたときには、不正競争防止法（平成5年法律第57号）又は<u>不当景品類及び不当表示防止法</u>により対処することになるのであるから留意する。 ル （同左） ヲ 他の法律の規定に基づく表示 食品衛生法、<u>不当景品類及び不当表示防止法</u>、<u>資源の有効な利用の促進に関する法律</u>その他の法律に基づく表示は、それぞれの規定に沿う適正なものとするよう啓発する。 （2） （同左）
第86条の6 酒類の表示の基準 1 総則 （1）酒類の表示の基準の意義 酒類の表示の基準は、酒類の製法、<u>品質その他これらに類する事項又は未成年者の飲酒防止に関する事項</u>について、<u>酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な表示の基準を定めて、表示の適正化を図ることにより、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益を積極的に確保しようとするものである。</u> （2）表示の基準における「容器」又は「包装」の取扱い イ （省略） ロ 表示を行わないことができる<u>容器又は包装</u> <u>表示の基準に特に定めがある場合を除き、次に掲げる酒類の容器又は包装（以下この条において「容器等」という。）には、原則として、表示を行わないこととして差し支えない。</u> （イ）～（ロ） （省略）	第86条の6 酒類の表示の基準 1 総則 （1）酒類の表示の基準の意義 酒類の表示の基準は、酒類の製法、<u>品質等</u>について、<u>具体的な表示の基準を定めて、酒類の容器又は包装における正しい表示を推進することにより、消費者の利益の確保及び産業政策的に酒類の品質の向上と流通の円滑化を積極的に確保しようとするものである。</u> （2）表示の基準における「容器」又は「包装」の取扱い等 イ （同左） ロ 表示を<u>要しない</u>容器又は包装 次に掲げる酒類の容器又は包装（以下この条において「容器等」という。）は、<u>原則として表示を要しないことに取り扱う。</u> （イ）～（ロ） （同左）

改正後	改正前
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(3) 表示の基準に基づく表示の取扱い等</u> イ <u>表示の基準に基づいて行う表示は、表示の基準に特に定めがある場合を除き、容器等その他の表示の基準に定めるものの見やすい箇所に、容易に判読できる大きさ及び書体の文字で明りょうに行う。</u> <u>なお、表示の基準に特に定めがある場合を除き、日本文字以外の文字による表示についても、表示の基準が適用されるのであるから留意する。</u> ロ <u>表示の基準に定めるもの以外のものに表示の基準に定める事項を表示する場合には、消費者の利益に資する観点から表示の基準に準拠して行う。</u> 2 (省略) 3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等 (1)～(5) (省略) 4 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い 未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年11月22日付国税庁告示第9号。以下この4において「表示基準」という。）の取扱いは、次による。 (1) 表示基準の意義 <u>アルコール飲料としての酒類の特性にかんがみ、酒類の容器又は包装等に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示させるとともに、酒類小売販売場における酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨等を表示させること等によって、未成年者が酒類を誤って購入することを防止するとともに、酒類販売業者及び消費者に対して未成年者の飲酒防止に関する啓発を図り、もって未成年者の飲酒の防止等に資するものである。</u> <u>(削除)</u>	<u>ハ 表示の基準に基づいて行う表示は、容器等の見やすい箇所に、容易に判読できる大きさ及び書体の文字でめいりょうに行うものとする。</u> <u>なお、表示の基準に特に定めがある事項を除き、日本文字以外の文字で表示する場合も、表示の基準が適用されるのであるから留意する。</u> <u>ニ 表示の基準に定める事項を酒類の容器等以外のものに行う場合(広告宣伝等のための表示を含む。)は、消費者の利益に資する観点から表示の基準に準拠して行うものとする。</u> <u>(新設)</u> 2 (同左) 3 地理的表示に関する取扱い等 (1)～(5) (同左) 4 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い 未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年11月22日付国税庁告示第9号。以下この4において「表示基準」という。）の取扱いは、次による。 (1) 表示基準の意義 <u>酒類の自動販売機に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨」、「販売停止時間(午後11時から翌朝5時まで販売を停止している旨)」等を、また、酒類の容器等に対して未成年者の飲酒防止のための注意表示を表示させることによって、未成年者が酒類を誤って購入することを防止するとともに、酒類販売業者及び消費者に対して未成年者の飲酒防止に関する啓発を図り、もって、未成年者の飲酒の防止等に資するものである。</u> <u>(2) 「管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号」の範囲</u> <u>表示基準の1の(2)に規定する「管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号」については、酒類販売業免許の免許者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項</u>

改正後	改正前
<u>(削除)</u> (2) <u>酒類の容器等に対する「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示の取扱い</u> <u>表示基準 1 に規定する「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示とは、例えば、「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」又は「飲酒は 20 歳になってから」等の未成年者の飲酒防止に資する文言を表示することをいい、「これはお酒です」又は「お酒はゆっくり適量を」といった酒類である旨又は適正な飲酒を喚起する旨の文言は含まれないのであるから留意する。</u> (3) 「専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの」の意義 <u>表示基準 3 の(1)に規定する「専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの」とは、酒類の容器等の形状、取引形態等からみて、一般消費者に対して通常そのままの状態で引き渡されることが予定されない酒類の容器等であって、次に掲げるものをいう。</u>	<u>を表示させる。</u> <u>イ 酒類販売業免許の免許者が個人の場合にあっては、免許者又は自動販売機による販売の実際の管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号。</u> <u>ロ 酒類販売業免許の免許者が法人の場合にあっては、法人の名称と併せて自動販売機による販売の実際の管理責任者（代表者でなくとも差し支えない。）の氏名、連絡先の住所及び電話番号。</u> (3) 「自動販売機の前面の見やすい所に、夜間でも判読できるようめいりょうに表示する」の取扱い <u>イ 表示基準の 1 の(1)～(3)の表示事項は、自動販売機の硬貨等投入口周辺等の前面の見やすい所に表示する。</u> <u>ロ 表示基準の 1 の(1)「未成年者の飲酒は法律で禁止されていること」は、同(3)「販売停止時間」と併記して表示する。</u> <u>ハ 表示基準の 1 の(2)「管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号」及び同(3)「販売停止時間」は、販売場の店舗内に設置され、購入者が店舗外から利用できない自動販売機であり、かつ、常時免許者等が管理できるものには、表示しなくても差し支えない。</u> <u>ニ 販売が停止されている時間帯において、自動販売機の主たる照明が消え販売が停止されている状況が明らかであるものについては、夜間でも各表示事項を判読できるようにするための措置は必要ない。</u> <u>(新設)</u> (4) 「専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの」の意義 <u>表示基準の 5 の(1)に規定する「専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの」とは、酒類の容器等の形状、取引形態等からみて、一般消費者に対して通常そのままの状態で引き渡されることが予定されない酒類の容器等をいい、次に掲げるものとする。</u>

改正後	改正前
イ～ロ （省略） (4) 「調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの」の意義 <u>表示基準3の(3)に規定する「調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの」とは、次に掲げるものをいう。</u> イ <u>みりん（エクス分40度以上のものに限る。）又はその他の雑酒（その性状がみりに類似するもので、エクス分40度以上のものに限る。）等の専ら料理用に限定して消費されている酒類の容器等</u> （注）<u>例示した酒類以外の酒類については、「料理用〇〇」、「クッキング〇〇〇」等と表示されているものであっても、その酒類の性状、容器等の形状及び取引形態等からみて、専ら料理用に限定して消費されていると認められないものは表示が必要であるから留意する。</u> ロ （省略） (5) <u>酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示の取扱い</u> イ <u>表示基準4に規定する「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示とは、例えば、以下のような文言を表示することをいい、陳列されている酒類が特定の種類等の酒類である場合については、「酒」又は「酒類」の文言に代えて当該種類等の名称を用いることとして差し支えない。</u> (イ) <u>「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示</u> <u>「酒類売場」、「酒売場」又は「酒コーナー」等の酒類の陳列場所であることを消費者が認識できる文言</u> (ロ) <u>「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示</u> <u>「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」、「飲酒は20歳になってから」又は「当店では未成年者に酒類を販売しません」等の未成年者の飲酒防止に資する文言</u> ロ <u>「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示と「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示のいずれか一方しか行っていない場合には、表示基準を満たしていないこととなるのであるから留意する。</u>	イ～ロ （同左） (5) 「調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの」の意義 <u>表示基準の5の(3)に規定する「調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの」とは、次に掲げるものをいう。</u> イ <u>法第3条《その他の用語の定義》第6号に掲げるみりん（エクス分40度以上のものに限る。）の容器等</u> （注）「料理用〇〇」、「クッキング〇〇〇」等と表示されているものであっても、<u>上記以外の酒類の容器等については、表示が必要であるから留意する。</u> ロ （同左） <u>（新設）</u>

改正後	改正前
<u>なお、次に掲げる酒類の陳列場所については、表示基準 4 に規定する表示を行わないこととして差し支えない。</u> <u>(イ) 商品見本用その他の販売を予定していない酒類（以下この(イ)において「商品見本用等酒類」という。）の陳列場所のうち、当該陳列場所に「陳列されている商品が見本である」旨又は「見本」等の文言の表示が明りょうに行われている等、陳列されている商品が商品見本用等酒類であることを購入者が容易に認識できる場合</u> <u>(ロ) 表示基準 3 の(3)に掲げる酒類(以下この(ロ)において「みりん等」という。)の陳列場所のうち、他の酒類と別の陳列棚、陳列ケースその他の商品を陳列するための設備（以下この 4 において「陳列棚等」という。）に陳列され、かつ、当該陳列棚等に陳列されているみりん等の陳列箇所「陳列されている商品がみりん等である」旨又は「みりん」等の文言の表示が明りょうに行われている場合</u> <u>(注) 陳列棚等に陳列されている商品の全部がみりん等である場合には、当該陳列棚等に「陳列されている商品がみりん等である」旨又は「みりん」等の文言の表示を行うこととして差し支えない。</u> <u>(削除)</u> <u>(6) 「明確に分離」の意義</u> <u>表示基準 4 に規定する「明確に分離」とは、酒類の陳列場所を壁若しくは間仕切り等で囲うことにより、又は酒類をレジカウンターの内側等に陳列して消費者が酒類に触れられない状態とする等により、酒類と他の商品の陳列場所を物理的に分離し、又は酒類の陳列場所を独立させることをいう。</u> <u>(7) 「明確に区分」の意義等</u> <u>表示基準 4 に規定する「明確に区分」とは、例えば、酒類を他の商品と混在しないように区分して陳列し、酒類の陳列箇所を明らかにする等、陳列されている商品が酒類であること及び酒類の陳列箇所を消費者が容易に認識できるようにされていることをいう。</u>	<u>(6) 酒類の容器等に対する表示の取扱い</u> <u>酒類の容器等に表示する事項については、表示基準の 3 に例示された文言の他、「お酒は 20 歳を過ぎてから」等未成年者の飲酒防止に資する文言をいい、例えば「これはお酒です」又は「お酒はゆっくり適量を」といった酒類である旨又は適正な飲酒を喚起する旨の文言はこれに含まれないのであるから留意する。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>なお、陳列棚等に酒類が陳列されているときは、次に掲げる場合に、「明確に区分」されているものとして取り扱う。この場合において、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示に使用されている文字が表示基準５に規定するポイントの活字以上の大きさであるときは、表示基準４に規定する「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示が行われているものとして取り扱う。</u> <u>イ 陳列棚等に陳列されている商品の全部が酒類である場合には、当該陳列棚等（扉がある場合には当該扉を含む。）の見やすい位置に、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示する。</u> <u>なお、陳列棚等の扉に表示する場合には、当該扉を閉じた状態又は開いた状態のいずれの場合においても表示内容を認識できるように表示する（口において同じ。）。</u> <u>（注）１ 二以上の陳列棚等を連ねて設置している場合については、当該陳列棚等の全体を一の陳列棚等と取り扱うこととして差し支えない。</u> <u>２ 酒類の陳列棚等の一部に酒類以外の商品が少量陳列されている場合で、かつ、酒類以外の商品の陳列箇所を明らかにしてイの方法により表示されているときは、「明確に区分」されているものとして取り扱う。</u> <u>ロ 陳列棚等に陳列されている商品の一部が酒類である場合には、当該陳列棚等の見やすい位置及び酒類と他の商品を区分している棚板又は仕切り板等に、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示する。</u> <u>なお、陳列棚等への表示と棚板又は仕切り板等への表示のいずれか一方しか行っていない場合は、明確に区分されていないこととなるのであるから留意する。</u> <u>（注） 棚板又は仕切り板等とは、酒類を手にとる際に容易に動かない構造のものをいう。</u> <u>ハ 床に箱又はケース（以下「箱等」という。）に入った商品を積上げている場合には、当該商品の全部が酒類であるか、一部が酒類であるかに応じ、イ又はロの方法に準じて、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止さ</u>	

改正後	改正前
れている」旨を表示する。 (8) 「自動販売機の前面の見やすい所に、夜間でも判読できるように明りょうに表示する」の取扱い イ 表示基準6の(1)から同(3)に規定する表示事項は、自動販売機の硬貨等投入口周辺等の前面の見やすい所に表示する。 ロ 表示基準6の(1)に規定する「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示は、同(3)に規定する「販売停止時間」と併記して表示する。 なお、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示とは、例えば、「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」又は「法律で未成年者の飲酒は禁止されています」等の未成年者の飲酒防止に資する文言を表示することをいう。 ハ 表示基準6の(2)に規定する「免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号」及び同(3)に規定する「販売停止時間」は、販売場の店舗内に設置され、購入者が店舗外から利用できない自動販売機であり、かつ、常時免許者又は酒類販売管理者が管理できるものには、表示を行わないこととして差し支えない。 (注) 「連絡先の所在地及び電話番号」とは、酒類の自動販売機に関する利用者からの相談等に迅速に対応できる者が所在する所及びその電話番号をいう。 二 夜間においては、自動販売機の照明を点灯しないときにはその状態で、照明を点灯するときには主たる照明の明るさで、各表示事項が判読できるように表示する。 ただし、販売が停止されている時間帯において、自動販売機の主たる照明が消え販売が停止されている状況が明らかであるものについては、当該販売が停止されている時間帯に限り、各表示事項を判読できるようにするための措置は必要ない。 (9) 「郵便、電話その他の方法」の範囲 表示基準7に規定する「郵便、電話その他の方法」とは、次に掲げる方法をいう。 イ 郵便又は信書便 ロ 電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用する方法 ハ 電報 三 預金又は貯金の口座に対する払込み (10) 酒類の通信販売における「未成年者の飲酒は法律で	(新設) (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示の取扱い</u> <u>表示基準7に規定する「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、以下のような文言を表示することをいう。</u> <u>イ 「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示</u> <u>「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」又は「飲酒は20歳になってから」等の未成年者の飲酒防止に資する文言</u> <u>ロ 「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示</u> <u>「未成年者への酒類の販売はいたしておりません」又は「未成年者の方の酒類のお申込みはお受けできません」等の未成年者に酒類を購入できないことを認識させる文言</u> <u>(11) 「酒類に関する広告又はカタログ等」の範囲</u> <u>表示基準7の(1)に規定する「酒類に関する広告又はカタログ等」とは、その名称のいかんを問わず、酒類の通信販売に関し、顧客を誘引するための手段として、自己が販売する酒類の内容又は取引条件その他取引に関する事項を表示するすべてのものをいう。</u> <u>なお、表示基準7の(1)に規定する表示については、通信販売の対象となる酒類が掲載されている紙面又はインターネット等における酒類が表示されている画面等のすべてについて行う必要があることに留意する。</u> <u>(注) 表示基準7の(1)に規定する「インターネット等」とは、インターネットやパソコン通信等の情報処理の用に供する機器を利用しているものをいう。</u> <u>(12) 「申込書等の書類」及び「近接する場所」の取扱い</u> <u>表示基準7の(2)に規定する「申込書等の書類」とは、その名称のいかんを問わず、購入申込者が酒類の購入に際して酒類の通信販売を行う者に交付するものをいい、「近接する場所」とは、酒類の申込者が年齢確認欄を見た場合において、同一視野の範囲に入る位置をいう。</u> <u>(13) 「納品書等」の取扱い</u> <u>表示基準7の(3)に規定する「納品書等」とは、その名称のいかんを問わず、酒類の通信販売を行う者が酒類の販売に際して作成し、酒類の購入者に交付するものをいう。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
第 86 条の 9 酒類販売管理者 第 1 項関係 1 酒類販売管理者の選任の意義 <u>酒類販売管理者は、酒類小売業者（製造者及び販売業者以外の者に酒類を販売する製造者又は販売業者をいう。以下第 86 条の 9 において同じ。）の販売場（製造者及び販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいう。以下第 1 項関係において「酒類の小売販売場」という。）において、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（法、組合法、未成年者飲酒禁止法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、独占禁止法、景表法等の法令をいう。以下同じ。）に基づいた適正な販売管理の確保を図るために酒類小売業者が選任するものである。</u> <u>（注） 1 酒類販売管理者の選任は、酒類販売管理者を酒類の小売販売場に常駐することを義務付けるものではないことに留意する。</u> <u>2 酒類販売管理者について、酒類の販売業務に従事しない者、組合法第 86 条の 9 《酒類販売管理者》第 2 項各号のいずれかに該当する者、引き続き 6 月以上の期間継続して雇用されることが予定されていない者、又は他の販売場において酒類販売管理者に選任されている者を選任した場合には、酒類販売管理者を選任したこととならないことに留意する。</u> <u>また、酒類販売管理者に選任した者が酒類の販売業務に従事しないこととなった時若しくは継続して雇用しないこととなった時又は酒類販売管理者を解任した時は、当該従事しないこととなった時若しくは継続して雇用しないこととなった時又は解任した時に酒類販売管理者が欠けるに至ったこととなることに留意する。</u> 2 「酒類の販売業務」の範囲 <u>「酒類の販売業務」とは、酒類の小売販売場において行う酒類の販売（スーパーマーケット等のレジにおいて酒類の代金の決済を行うことを含む。）又は酒類の陳列、管理及び商品説明等の業務をいう。</u> 3 「引き続き六月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者」の範囲 <u>組合規則第 11 条の 8 《酒類販売管理者の選任》第 3 号に規定する「引き続き六月以上の期間継続して雇用され</u>	(新設)

改正後	改正前
<u>ることが予定されている者」には、雇用期間の定めのない者を含む。</u> 4 「使用人その他の従業者」の範囲 <u>「使用人その他の従業者」には、酒類小売業者が自ら雇用する者のほか、派遣を受けている者を含む。</u> 5 酒類販売管理者が行う助言又は指導 <u>酒類販売管理者が行わなければならない助言又は指導の主なものは、次のとおりである。</u> (1) <u>酒類小売業者に対する助言</u> イ <u>未成年者の飲酒防止に関する表示基準をはじめ、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に基づいた適正な販売管理の確保を図るための必要な措置に関する事項</u> ロ <u>酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項</u> (2) <u>使用人その他の従業者に対する指導</u> <u>未成年者の飲酒防止等を図るための年齢確認の実施及び酒類売場での表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項</u> <u>(注) 使用人その他の従業者に対する指導は、未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等の修得に関する事項について社内研修等を通じて実施する。</u> 第5項関係 1 酒類販売管理研修の意義 <u>酒類の販売業務に関する法令に係る研修（以下「酒類販売管理研修」という。）は、酒類販売管理者が、未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を修得することにより、その資質の向上を図り、もって販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めることを目的として実施されるものである。</u> 2 酒類販売管理研修の受講を要しない場合 <u>酒類小売業者は、次のいずれかに該当する者をその販売場の酒類販売管理者に選任したときは、当該酒類販売管理者に改めて酒類販売管理研修を受講させなくても差し支えない。</u>	

改正後	改正前
(1) <u>当該酒類小売業者が選任に先立って酒類販売管理研修を受講させた者</u> (2) <u>直前において自己の他の販売場の酒類販売管理者であった者（当該酒類小売業者が、当該選任前１年以内に酒類販売管理研修を受講させた者に限る。）</u> 3 「研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するもの」の意義 <u>組合規則第 11 条の 12《指定の基準》第 2 号に規定する「研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するもの」とは、次のいずれにも適合していると認められるものをいう。</u> (1) <u>酒類販売管理研修の運営、受講者名簿の作成及び管理を適切に行うことが確実であること。</u> (2) <u>研修講師が、酒類販売管理研修を適切に行うための十分な能力を有していること。</u> (3) <u>酒類販売管理研修を継続的に実施することが確実であること。</u> (4) <u>申請団体の構成員及び構成員となると見込まれる者に対する酒類販売管理研修の受講の機会を勘案し、酒類販売管理研修を２ヶ月に１回程度実施すると認められる組織及び能力を有すること。</u> 4 「研修の実施に関する計画が適切なもの」の意義 <u>組合規則第 11 条の 12《指定の基準》第 3 号に規定する「研修の実施に関する計画が適切なもの」とは、次のいずれにも適合していると認められるものをいう。</u> (1) <u>酒類販売管理研修の項目、講師及びテキストが、研修を適切に行うのに十分であること。</u> (2) <u>酒類販売管理研修を実施する日時、場所その他研修の実施に関し必要な事項を事前に公表することが可能であること。</u> 5 「受講手数料が適当と認められる額であること」の意義 <u>組合規則第 11 条の 12《指定の基準》第 4 号に規定する「受講手数料が適当と認められる額であること」とは、研修テキストの作成費用、会場借料、講師謝金などを勘案し、実費相当と認められる額であることをいう。</u> <u>なお、受講手数料を会費その他の名目で徴している場合は、酒類販売管理研修以外の事業内容等を勘案し、受講手数料に相当する額が適当と認められる額である必要があることに留意する。</u> 6 組合規則第 11 条の 12《指定の基準》第 5 号に規定する「正当な理由」の意義	

改正後	改正前
<u>組合規則第 11 条の 12《指定の基準》第 5 号に規定する「正当な理由」とは、例えば、申請団体の構成員外の者に事業の実施を禁止している定款等に基づき、構成員のみに酒類販売管理研修を実施する場合等をいう。</u> 7 <u>組合規則第 11 条の 13《指定の取消し》第 3 号に規定する「正当な理由」の意義</u> <u>組合規則第 11 条の 13《指定の取消し》第 3 号に規定する「正当な理由」とは、例えば、酒類販売管理研修の実施日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を事前に公表し、研修受講希望者を募集したにもかかわらず、研修受講の申込者がなく酒類販売管理研修を実施できなかった場合等をいう。</u> 第 6 項関係 1 <u>「その情状により酒類販売管理者として不適当である」の意義</u> <u>組合法第 86 条の 9《酒類販売管理者》第 6 項に規定する「その情状により酒類販売管理者として不適当である」とは、酒類販売管理者として酒類販売業務を行うに当たって遵守すべき法令の規定に違反した場合において当該違反の程度、違反に至った経緯と違反行為との因果関係、酒類販売管理研修の受講の有無及び関係者への影響等を総合的に勘案して判断する。</u> 第 2 章 資源の有効な利用の促進に関する法律関係 1 鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示の取扱い <u>リサイクル法第 24 条第 1 項の規定に基づき制定された「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」（平成 3 年大蔵省、農林水産省、通商産業省第 1 号。以下この第 2 章において「省令」という。）別表に定める缶の材質に関する表示の取扱いは次による。</u> (1)～(5) （省略） 第 3 章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係 1 法第 18 条の自主回収の認定の取扱い <u>容器包装リサイクル法第 18 条に定める酒類に係る特定容器又は特定包装（以下この第 3 章において「特定容器等」という。）の自主回収の認定の取扱いは次による。</u>	第 2 章 資源の有効な利用の促進に関する法律関係 1 鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示の取扱い <u>資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下この第 2 章において「リサイクル法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づき制定された「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」（平成 3 年大蔵省、農林水産省、通商産業省第 1 号。以下この第 2 章において「省令」という。）別表に定める缶の材質に関する表示の取扱いは次による。</u> (1)～(5) （同左） 第 3 章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係 1 法第 18 条の自主回収の認定の取扱い <u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下この第 3 章において「容器包装リサイクル法」という。）第 18 条に定める酒</u>

改正後	改正前
(1)～(6) (省略)	類に係る特定容器又は特定包装（以下この第３章において「特定容器等」という。）の自主回収の認定の取扱いは次による。 (1)～(6) (同左)